

No. 11

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
安城市	環境部 環境都市推進課	0566-71-2206	直 通	0566-76-1112
住 所	〒446-8501 安城市桜町18-23		担当者氏名	柴立 武
U R L	https://www.city.anjo.aichi.jp/	E-mail	kankyo@city.anjo.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

区分 人槽	新 設	転 換	
		油ヶ淵地域 (稗田川及び油ヶ淵流域の 各流域に区分される地域)	その他の地域
5人槽	170,000	415,000	332,000
6～7人槽	190,000	517,000	414,000
8～10人槽	230,000	685,000	548,000

(2) [平成30年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
86	52	7	—	—	—	—	145

前年度実績基数 (130基)

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く地域
 - ①下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項に基づき策定された事業計画(当該年度内に策定される予定の事業計画を含む。)に定められた予定処理区域
 - ②農業集落排水処理区域

(4) [特定地域の有無] 有(油ヶ淵流域周辺)

(5) [補助対象条件]

- ・専用住宅(居宅部分の床面積が延面積の2分の1以上ある併用住宅を含む。)に次に掲げる事項のいずれにも該当する環境配慮型浄化槽を設置しようとする個人
 - ①浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものであること
 - ②生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上の機能を有すること
 - ③放流水のBOD濃度20mg/l(日間平均値)以下の機能を有すること
 - ④合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合すること
 - ⑤全国浄化槽推進市町村協議会に登録されていること
 - ⑥浄化槽の消費電力が表1の消費電力以下であること

表1

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/l以下)	消費電力 (りん除去型)
5人槽	47W	58W	92W
7人槽	67W	83W	100W
10人槽	92W	113W	174W

- ⑦次の基準項目ア～エのいずれか1つ以上の要件を満たすものであること
 - ア 浄化槽の消費電力が表1の消費電力よりもさらに10%以上低減されていること
 - イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表2の総容量の基準を満たすこと
 - ウ ディスポーザ対応浄化槽であること
 - エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。

ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times 1/2 + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

表2 浄化槽の大きさの基準

人槽区分	総容量(m ³)
5人槽	2.2m ³ 以下
7人槽	3.1m ³ 以下
10人槽	4.5m ³ 以下

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付住宅を建築(改築を含む。)する者。ただし、居住の目的で当該住宅を購入した者は、補助金の交付を受けることができる。
- ④安城市税の滞納がある者
- ⑤暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)以下「暴力団員」という。)である者
- ⑥暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①建築確認済証の写し及び浄化槽調書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図及び浄化槽の配置図並びに排水経路図
- ③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④浄化槽法の規定による浄化槽設備士免状の写し。ただし、昭和62年度以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑤浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑥高度処理浄化槽の設置工事費用の見積書
- ⑦工事業者の浄化槽工事登録通知の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- ⑧浄化槽工事請負契約書の写し
- ⑨全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- ⑩型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑪一般財団法人日本建築センターの認定書の写し
- ⑫新增築を伴わず既設のみなし浄化槽を撤去して高度処理浄化槽を設置する場合にあっては、撤去処分をする予定のみなし浄化槽の写真及び撤去処分費用の見積書
- ⑬納税証明書(安城市税に限る。)
- ⑭その他市長が必要とする書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - ②浄化槽法定検査依頼書の副本
 - ③浄化槽法定検査契約書の写し
 - ④工事施工写真
 - ⑤工事施工チェックリスト
 - ⑥高度処理型浄化槽設置工事費用の領収書の写し
 - ⑦第5条第3項に係る実績報告をする場合にあっては、浄化槽廃止届の写し及びみなし浄化槽撤去工事の施工に係る写真
 - ⑧浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
 - ⑨その他市長が必要と認める書類

(9) [その他]

- ①新增築を伴わず、既設のみなし浄化槽を撤去して高度処理浄化槽を設置する場合には、(1)の補助金額に10万円を上乗せする
- ②既設のみなし浄化槽の有効利用(雨水貯蓄槽など)に工事費用の2/3(3㎡未満:7万5千円, 3~10㎡:10万円, 10㎡以上:15万円まで)の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください